

第38回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月15日（火曜日） 午後2時
受付開始 午後1時

開催場所

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 関内ホール

末尾記載のご案内図をご参照ください。
本年は会場を変更しておりますのでご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の
額決定の件
- 第6号議案 利益準備金の額の減少および
剰余金の処分の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外
取締役および非業務執行取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬決定の件

目次

- 第38回定時株主総会招集ご通知 1
- 議決権行使についてのご案内 3
- 株主総会参考書類 6
- (添付書類)
- 事業報告 26
- 連結計算書類 50
- 計算書類 52
- 監査報告書 54

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2021年6月14日（月曜日）
午後6時到着分まで

【ご来場の自粛のお願い】

多くの株主様が集まる株主総会は、
新型コロナウイルスの感染リスクがあります。
当日のご来場につきましては、自粛をご検討
ください。
※株主様の安全を第一と考え、お土産の配付は
取り止めさせていただきます。

株式会社大戸屋ホールディングス

証券コード：2705

証券コード 2705
2021年5月31日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長 蔵 人 賢 樹

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ感染防止にご尽力されている皆様に、深く感謝申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、本招集通知に同封の「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するご案内」に記載のとおり、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことと致しました。

株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめの上、ご無理をなさらず、当日のご出席を見合わせることもご検討ください。

なお、当日のご出席を見合わせていただく場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月14日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月15日（火曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
 2. 場 所 神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 関内ホール
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第38期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件
 - 第7号議案 会計監査人選任の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月15日（火曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月14日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月14日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（候補者番号）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2021年6月14日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

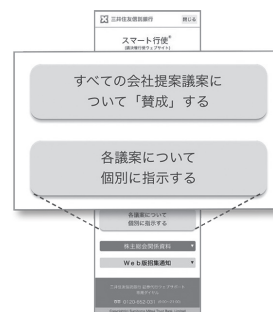


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



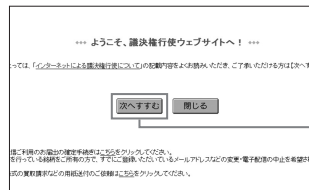
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

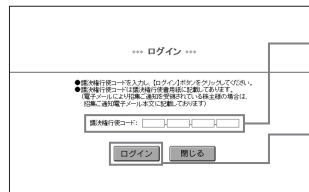
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

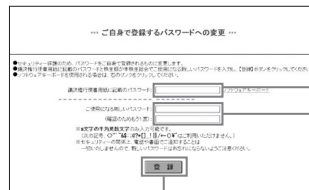
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することと致したく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものと致します。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機関) 第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <u><削除></u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 <条文省略>	第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 第1回優先株式	第3章 第1回優先株式
第12条の1～第12条の10 <条文省略>	第12条の1～第12条の10 <現行どおり>
第4章 株主総会および種類株主総会	第4章 株主総会および種類株主総会
第13条～第18条 <条文省略>	第13条～第18条 <現行どおり>
第5章 取締役および取締役会	第5章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。	第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。
<新設>	<u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2 <条文省略>	2 <現行どおり>
3 <条文省略>	3 <現行どおり>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<新設>	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<新設>	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 <条文省略> 2 <条文省略> 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第23条 <条文省略> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第26条 <条文省略> <新設> (取締役会規程) 第27条 <条文省略> (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>役付役員若干名を選定することができる。</u> 第23条 <現行どおり> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 第26条 <現行どおり> (重要な業務執行の決定の委任) 第27条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条 <現行どおり> (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 <u>＜条文省略＞</u> 第6章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第30条 <u>＜現行どおり＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u>

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) 第38条 当社は、監査役（監査役であったものを 含む。）の会社法第423条第1項の責任につ いて、善意でかつ重大な過失がないときは、 取締役会の決議によって、法令に定める限 度額の範囲内でその責任を免除することが できる。	<削除>
2 当社は、監査役との間で、会社法第423 条第1項の責任について、善意でかつ重大 な過失がないときは、法令に定める額を限 度として責任を負担する契約を締結するこ とができる。	<削除>
<新設>	第6章 監査等委員会
<新設>	(常勤監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤 の監査等委員を選定することができる。
<新設>	(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員 に対し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の場合には、この期間を短縮するこ とができる。
<新設>	(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わること ができる監査等委員の過半数が出席し、出席 した監査等委員の過半数をもって行う。
<新設>	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または 定款に定めるもののほか、監査等委員会にお いて定める監査等委員会規程による。
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
(会計監査人の選任) 第39条～第40条 <条文省略>	第35条～第36条 <現行どおり>
(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 等委員会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
(会計監査人の責任免除) 第42条 <条文省略> 第8章 計 算 (事業年度) 第43条～第46条 <条文省略> <新設> <新設>	第38条 <現行どおり> 第8章 計 算 第39条～第42条 <現行どおり> 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第38回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 蔵 人 賢 樹	代表取締役社長	100% 9回／9回
2	再任 羽 田 正 貴	取締役 経営管理本部長	100% 3回／3回
3	再任 山 本 匡 哉	取締役 海外事業本部長	100% 31回／31回
4	再任 三 森 智 仁	取締役 （非業務執行）	100% 9回／9回
5	再任 小 濱 直 人 社外取締役	取締役	100% 9回／9回
6	再任 鈴 木 孝 子 社外取締役	取締役	100% 9回／9回

1 くろ うど まさ き 蔵 人 賢 樹 (1979年1月25日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2010年 4 月	株式会社コロワイド入社	2017年 6 月	株式会社コロワイドMD代表取締役社長
2011年 6 月	同社取締役		
2012年 4 月	同社常務取締役	2019年 3 月	株式会社WORITS代表取締役社長
2016年 4 月	同社専務取締役	2020年11月	当社代表取締役社長（現任）
		2020年11月	株式会社大戸屋代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0 株

■ 取締役候補者とした理由

コロワイドグループにおいて、将来を展望した新規業態開発をはじめ、営業企画・マーケティングを中心に政策立案・業務執行を推進。今後も当社において重要な課題となるコロワイドグループとのシナジー効果創出・最大化に向けて、同グループに対する影響力行使の観点からも適切な人材と考え、取締役候補者と致しました。

2 はね だ まさ たか 羽 田 正 貴 (1981年9月21日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年 4 月	株式会社三菱東京UFJ銀行入行	2019年 4 月	同社取締役CFO
2011年 7 月	株式会社経営共創基盤入社	2019年 6 月	株式会社スタジオKAI取締役
2015年 5 月	株式会社タツノコプロ経営戦略部部長	2021年 1 月	株式会社コロワイド入社
2018年 8 月	株式会社アサツーディ・ケイ入社	2021年 1 月	当社執行役員経営管理本部副本部長
2018年 9 月	株式会社ゴンゾ執行役員	2021年 2 月	当社取締役経営管理本部長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0 株

■ 取締役候補者とした理由

金融機関およびコンサルティング会社における高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社における経営および業務改善に携わってきた経験から、今後も当社における経営企画・経営管理機能の充実に資する人材と考え、取締役候補者と致しました。

3 やま もと まさ や
山 本 匡 哉 (1973年7月7日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1997年 4 月	当社入社	2014年 6 月	取締役国内事業本部長
2006年 6 月	営業支援部長	2017年 6 月	取締役国内事業管掌
2008年 4 月	F C営業部長	2017年 6 月	株式会社大戸屋取締役社長
2011年 4 月	直営事業部長	2020年 4 月	取締役戦略推進室管掌
2014年 4 月	国内事業本部長	2021年 2 月	取締役営業副本部長
		2021年 4 月	取締役海外事業本部長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 13,300株

■ 取締役候補者とした理由

店舗運営、営業部門についての豊富な経験と知見を有しており、現在は取締役海外事業本部長に就任しております。営業全般に関する経験を生かし、海外事業戦略の中心として業務を推進しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と考え、取締役候補者と致しました。

4 みつ もり とも ひと
三 森 智 仁 (1989年3月9日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年 4 月	三菱UFJ信託銀行株式会社入社	2015年 6 月	当社常務取締役海外事業本部長
2013年 4 月	株式会社大戸屋入社	2016年 2 月	株式会社スリーフォレスト 代表取締役（現任）
2014年 8 月	同社執行役員社長付	2020年11月	当社非業務執行取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 取締役候補者とした理由

過年度における当社経営陣としての知見に加え、創業者精神の継承および外食の新規領域にかかる事業経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

なお、同氏の非業務執行取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7カ月となります。

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1989年 4 月	ソロモンブラザーズアジア証券株式会社入社	2010年 6 月	京都きもの友禅株式会社代表取締役社長
1998年 8 月	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社 東京支店投資銀行本部ディレクター	2011年 5 月	株式会社オフィス小浜代表取締役（現任）
2002年11月	日本産業パートナーズ株式会社 マネージング・ディレクター	2018年 3 月	日本和装ホールディングス取締役
2005年 1 月	オリンパスキャピタルホールディングスアジアホンコンリミテッド東京支店日本統括執行役員	2020年 4 月	朝日放送グループホールディングス株式会社執行役員ビジネス開発・海外ビジネス担当
		2020年11月	当社社外取締役（現任）

■ **所有する当社普通株式の数** 0 株

■ **社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割**

金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7カ月となります。

同氏には、金融に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月	日本ユニバック株式会社 （現日本ユニシス株式会社）入社	2015年 4 月	同社業務部業務プロセス改革室室長
2011年 4 月	日本ユニシス・ビジネス株式会社情報 システム管理室長	2017年 4 月	同社購買マネジメント部バリューチェ ーン企画室長
2014年 4 月	日本ユニシス株式会社業務部G-IT管理 室長	2018年 4 月	同社購買マネジメント部業務プロセス 企画室長
		2020年 6 月	Taka-co designing代表（現任）
		2020年11月	当社社外取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0 株

■ 社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

IT分野・内部監査業務に関する高度な知識と経験のみならず、当社主要顧客層である女性ならびに主婦の目線から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7カ月となります。

同氏には、IT分野・内部監査業務に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三森智仁氏は非常勤の非業務執行取締役、小濱直人氏および鈴木孝子氏は社外取締役候補者です。
3. 当社は小濱直人氏および鈴木孝子氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は本議案が承認可決された場合、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として引き続き届け出ることを予定しております。
4. 当社と三森智仁氏、小濱直人氏および鈴木孝子氏の間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する額を限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定です。
5. 当社は、経営の適切なリスクテイクや有力な人材確保のために、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。再任の候補者は既に当該被保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- （役員等賠償責任保険契約の概要）
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②店舗の対象となる保険事故の概要
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合には、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象とします。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行致しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	新任 下 村 治	社外監査役	100% 31回／31回
2	新任 河 合 宏 幸 社外取締役	社外取締役	100% 9回／9回
3	新任 田 村 吉 央 社外取締役	社外取締役	100% 9回／9回

1 しも むら おさむ 下 村 治 (1959年3月4日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月	東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社	2008年 6 月	同社福岡支店長
		2011年 8 月	同社内部監査部主任内部監査役
		2016年 6 月	当社常勤監査役（社外）（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

損害保険会社で、主に営業部門・内部監査部を経験され、当社の常勤の社外監査役に就任されております。同氏の常勤の社外監査役としての就任期間は本株主総会終結の時をもって5年となりますが、同氏の豊富な知識と経験等から、常勤の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけたと考え、取締役候補者と致しました。

2 かわ い ひろ ゆき 河 合 宏 幸 (1961年11月19日生)

社外 新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年10月	井上斎藤英和監査法人 （現有限責任あずさ監査法人）入所	2014年 7 月	朝日税理士法人入所
		2015年 6 月	株式会社エイチワン監査役（現任）
2008年 5 月	あずさ監査法人 （現有限責任あずさ監査法人）社員	2019年 1 月	河合公認会計士・税理士事務所所長 （現任）
		2020年11月	当社社外取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 800株

■ 社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計および税務に関する高度な知識と経験を有していることに加え、上場企業の社外監査役としてコーポレートガバナンスの一翼を担われた経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7カ月となります。

同氏には、財務・会計および税務に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2008年12月 長島・大野・常松法律事務所入所
2012年 1 月 ソフトバンクグループ株式会社入社

2014年 1 月 弁護士法人ノーサイド法律事務所代表
弁護士（現任）
2020年11月 当社社外取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

弁護士として、各種企業法務・契約実務に精通しており、これらに関する高度な知識と経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7カ月となります。

同氏には、各種企業法務・契約実務に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河合宏幸氏および田村吉央氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、河合宏幸氏および田村吉央氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は本議案が承認可決された場合、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として引き続き届け出ることを予定しております。
4. 当社と下村治、河合宏幸および田村吉央の各氏の間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する額を限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は河合宏幸氏および田村吉央氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
5. 当社は、経営の適切なリスクテイクや有力な人材確保のために、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。再任の候補者は既に当該被保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。（役員等賠償責任保険契約の概要）

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②店舗の対象となる保険事故の概要

会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合には、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象とします。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等の額は、2001年6月21日開催の第18回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は年額30百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成することを基本方針と致します。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成致します。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致します。

現在の取締役は9名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（内、社外取締役は2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

第6号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額216,555,585円を計上しております。

つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項および第452条の規定に基づき、利益準備金の全額およびその他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 減少する利益準備金に関する事項

(1) 減少する準備金の項目とその額

利益準備金	39,785,392円
-------	-------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	39,785,392円
---------	-------------

(3) 利益準備金の減少が効力を生ずる日

2021年6月16日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	176,770,193円
----------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	176,770,193円
---------	--------------

(3) 剰余金の処分の効力が生ずる日

2021年6月16日

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である三優監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性、専門性、品質管理体制等について総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
概要	設立年月	1968年5月
	資本金	1,077百万円（2021年2月末日現在）
	構成人員	6,851名（2020年8月末日現在）
		社員（公認会計士：510名）
		特定社員 56名
		職員 公認会計士 2,757名
		公認会計士試験合格者等（会計士補含む） 1,133名
		その他専門職 2,238名
	監査関与会社	事務職 157名
		合計 6,851名（上記の内、公認会計士 3,267名）
沿革	1968年5月	等松・青木監査法人設立
	1975年5月	トウシュ・ロス・インターナショナル（現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド）に加盟
	1990年2月	監査法人トーマツに名称変更
	2009年7月	有限責任監査法人に移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2001年6月21日開催の第18回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいております。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年6月27日開催の第35回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、社外取締役以外の取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権を年額60百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を30,000株として決議いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行致します。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額をこれまでの取締役に対する譲渡制限付株式にかかる報酬額と同様に、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」と別枠にて、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と致したいと存じます。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分は、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数をこれまでと同様に年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の

終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という)を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

記

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役に対して、各選任後その任期満了までの期間(以下「役務提供期間」という)にかかる職務の対価として、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という)が付与され、対象取締役は、本割当株式の付与日から当社または当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員(以下「役職員等」という)のいずれの地位をも退任または退職した時点までの間(以下「譲渡制限期間」という)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない(以下「譲渡制限」という)。

(2) 無償取得

当社は、本割当株式の付与を受けた対象取締役が、役職員等のいずれの地位をも退任または退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由(以下「正当理由」という)があるときを除き、本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の付与を受けた対象取締役が、正当理由により役職員等のいずれの地位をも退任または退職したことを条件として、本割当株式の全てについて、当該退任ま

たは退職した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間中に取締役の地位を離れた場合には、当該役務提供期間にかかる本割当株式については、譲渡制限を解除する本割当株式の数およびその解除時期を必要に応じて合理的に調整することができる。この場合、当社は譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

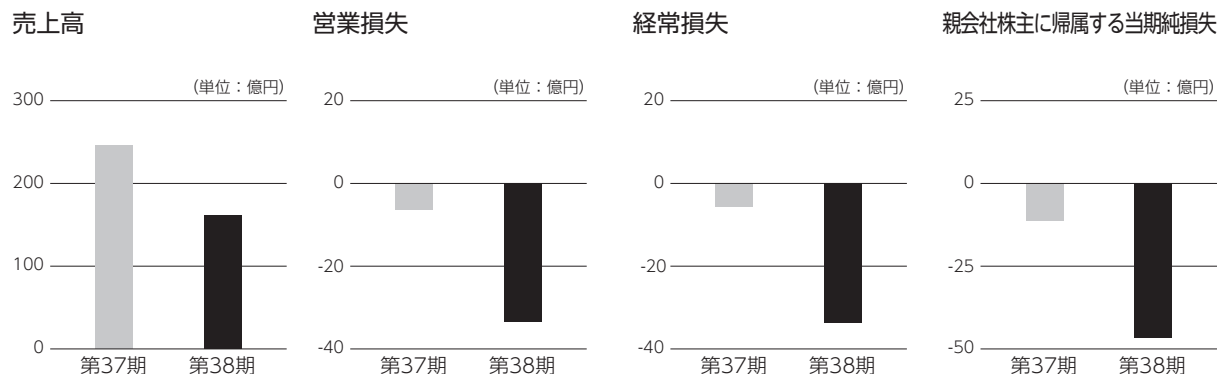
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2020年4月の緊急事態宣言発令をはじめとして新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大幅に悪化した後、宣言解除の6月以降、緩やかながら回復局面に転じたものの、新型コロナウイルス感染者数の増加が続き、2021年1月に再び緊急事態宣言が発令されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、度重なる緊急事態宣言の影響による外出機会の減少、行政の要請に基づく営業時間の短縮、ソーシャルディスタンス（社会的距離）確保のための客席数の削減など様々な状況の中、例年に比して外食需要が大きく減少し、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の継続により、お客様に安心して店舗をご利用頂ける環境づくりに努めるとともに、新たな経営体制の下、ブランド力の更なる向上および商品・メニュー戦略の立て直しによる客数・売上高の回復、ならびにコロワイドグループとの協働による調達コストの削減をはじめとして、収益性の改善に取り組んでおります。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高16,139百万円（前年同期比34.3%減）、営業損失3,343百万円（前年同期は営業損失648百万円）、経常損失3,368百万円（前年同期は経常損失569百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は4,669百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,147百万円）となりました。



事業セグメント別の業績の概況

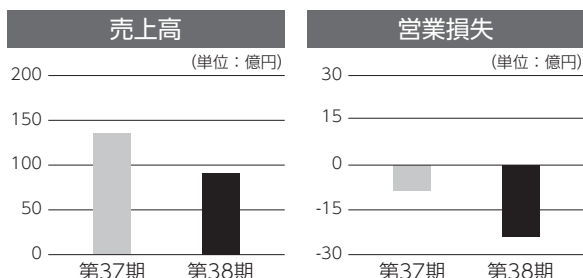
①国内直営事業

売上高 **91億12百万円**

(前期比 32.5%減)

営業損失 **23億78百万円**

(前期 8億62百万円 営業損失)



国内直営事業においては、6月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においてブランドメニュー商品数の絞り込みにより商品提供時間の短縮を実現した一方、8月には、イー トイン客数の回復傾向に伴い地域や立地ごとのニーズに合わせて商品数や商品ラインナップを区 分けたパターン別ブランドメニューの導入、テイクアウトでおかずやお総菜を選んで価格もお 得な「大戸屋お惣菜セット」や、売価600円台のお得なお弁当シリーズを展開した他、10月上 旬より広島産牡蠣を用いた「かきフライ定食」をはじめとする「かきフェア」を実施、2021年 3月には、ブランドメニューの変更を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影 響は大きく、売上高・利益ともに前連結会計年度を下回ることとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」の新規出店はありませんでした。国内直営事業 でありました2店舗（新宿イーストサイドスクエア店、三宮センタープラザ店）を国内フランチャイズ事業とした一方、国内フランチャイズ事業でありました6店舗（祖師ヶ谷大蔵駅前店、経 堂コルティ店、ららぽーとTOKYOBAY店、イオンモール八千代緑が丘店、コクーンシティ店、BiViつくば店）を国内直営事業としました。また、16店舗（イトーヨーカドー錦町店、橋本店、 ポンテポルタ店、イオンタウン川西多田店、札幌白石店、松戸駅前店、相模原若松店、田端アスカタワー店、梅田東店、イオンモール柏店、東京汐留ビルディング店、調布北口店、六本木一丁 目店、原宿神宮前店、イトーヨーカドー八千代店、仙川店）を閉店致しました。

これにより、当連結会計年度末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」 135店舗、新業態1店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は9,112百万円（前年同期比32.5%減）、 営業損失2,378百万円（前年同期は862百万円の営業損失）となりました。

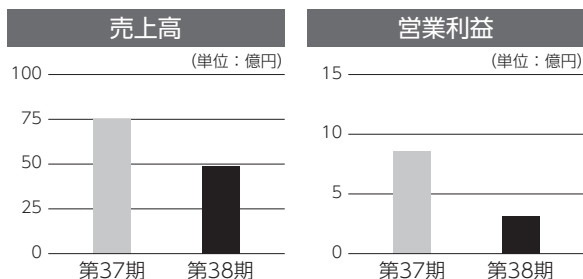
②国内フランチャイズ事業

売上高 **48億84百万円**

(前期比 35.2%減)

営業利益 **3億13百万円**

(前期比 63.7%減)



国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様の取り組みを実施致しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は大きく、売上高・利益ともに前連結会計年度を下回ることとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」3店舗（上越妙高駅前店、日立シーマークスクエア店、湯吉郎店）の新規出店を行いました。また、国内フランチャイズ事業でありました6店舗（祖師ヶ谷大蔵駅前店、経堂コルティ店、ららぽーとTOKYOBAY店、イオンモール八千代緑が丘店、コクーンシティ店、BiViつくば店）を国内直営事業とした一方、国内直営事業でありました2店舗（新宿イーストサイドスクエア店、三宮センタープラザ店）を国内フランチャイズ事業としました。また、19店舗（金沢松村店、広島西条店、青葉台店、松戸ハヶ崎店、美浜ニューポート店、佐倉染井野店、稲毛ワズモール店、イオンモール天童店、豊崎店、茅ヶ崎北口駅前店、大船店、横浜西口南幸店、イオンモール札幌苗穂店、筑紫野美しが丘店、小松沖店、富士吉田店、イオン名護店、静岡紺屋町店、広小路柳橋店）を閉店致しました。

これにより、当連結会計年度末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」180店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は4,884百万円（前年同期比35.2%減）、営業利益は313百万円（同63.7%減）となりました。

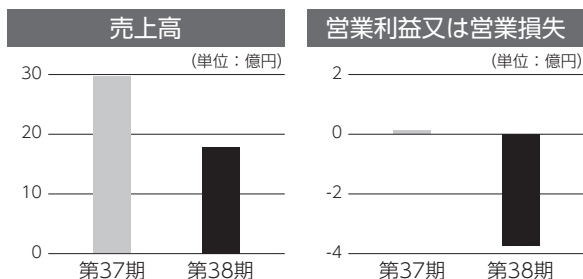
③海外直営事業

売上高 **17億88百万円**

(前期比 39.7%減)

営業損失 **3億73百万円**

(前期12百万円 営業利益)



海外直営事業においては、3月より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を強く受けました。特に米国ニューヨークにおきましては、非常事態宣言により全店舗で店内営業が禁止され、デリバリー・テイクアウトのみの営業を余儀なくされるなど、売上高・利益ともに前連結会計年度を大きく下回ることとなりました。

当連結会計年度末における海外直営事業に係る稼働店舗数15店舗（香港大戸屋有限公司が香港において5店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国において3店舗、AMERICA OOTOYA INC. が米国ニューヨーク州において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において1店舗、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市において2店舗）を展開しております。

なお、当連結会計年度末より、店舗数につきましては国内事業に合わせて12月末時点より3月末時点へ変更しております。

以上の結果、海外直営事業の当連結会計年度の売上高は1,788百万円（前年同期比39.7%減）、営業損失は373百万円（前年同期は営業利益12百万円）となりました。

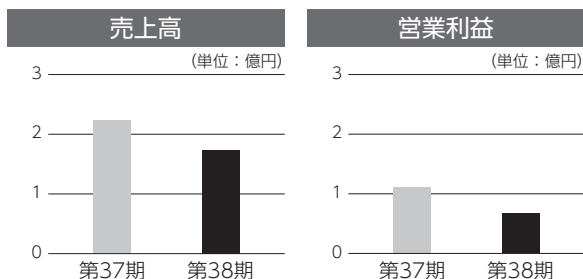
④海外フランチャイズ事業

売上高 **1億74百万円**

(前期比 22.3%減)

営業利益 **67百万円**

(前期比 39.7%減)



海外フランチャイズ事業においても、3月より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を強く受けました。地域により影響の程度の差はあるものの、店舗休業・営業時間の短縮を行った影響もあり、売上高・利益ともに前連結会計年度を大きく下回ることとなりました。

当連結会計年度末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数100店舗（タイ王国において47店舗、台湾において41店舗、インドネシア共和国において12店舗）を展開しております。

なお、当連結会計年度末より、店舗数につきましては国内事業に合わせて12月末時点より3月末時点へ変更しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は174百万円（前年同期比22.3%減）、営業利益は67百万円（同39.7%減）となりました。

⑤その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

以上の結果、その他の当連結会計年度の売上高は179百万円（外部顧客に対する売上高。前年同期比47.8%減）、営業損失2百万円（前年同期は営業利益38百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は801百万円であり、新規出店および店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が454百万円、器具備品等に対する投資額が232百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当期においては、主に運転資金（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急借入金）として短期借入金3,000百万円を調達致しました。

また、2021年2月19日に第三者割当てによる第1回優先株式（以下、本優先株式という）を発行し、これにより3,000百万円を調達致しました。

(4) 対処すべき課題

国内外における新型コロナウイルス感染症のワクチンへの期待感が広まっておりますが、感染症拡大の脅威は依然として続いており、国内では2021年4月以降も大都市圏を中心とする一部地域においては、行政による営業時間短縮の要請、まん延防止等重点措置の適用、緊急事態宣言の発令等が行われている状況です。このため当該対象地域においては、不要不急の外出自粛による来店客数の減少とともに、臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされており、今後も不透明な経営環境が続くと予想されます。

しかしながら当社グループにおきましては、次のような施策を実施することに加え、臨時休業や営業時間の短縮に対する政府の「協力金」等の支援体制の充実による下支えにより、この非常事態を乗り切り、業績の回復を実現させる所存です。

- ・「健康」をキーワードにブランドを再定義し、離脱者層を呼び戻す
- ・2021年3月に直営店で導入した新ブランドメニューのFCを含む全店への導入
- ・店舗オペレーションの標準化による提供時間の遅延解消
- ・コロワイドグループとの共同購買による仕入れコスト削減
- ・店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化

上記を踏まえ、次期の連結業績につきましては、売上高22,990百万円、営業利益433百万円、経常利益416百万円、親会社株主に帰属する当期純利益840百万円を見込んでおります。

また、当社グループでは長期に亘る持続的な成長を目指し、E S G（環境、社会、ガバナンス）への取り組みに注力しております。具体的には、「環境」への取り組みの一例として、照明のLED化や節水蛇口、生分解性ストローへの切り替えなどにより、環境負荷の低減を推進しております。「社会」への取り組みの一例としては、「障害者の社会への完全参加と平等」の理念に基づき障がい者雇用の促進を図り、更にダイバーシティ推進の観点からは育児休暇制度の整備やリモートワークの拡大、外国人雇用の促進等を行っております。「ガバナンス」への取り組みの一例としては取締役会の機能強化の観点から、独立社外取締役の1/3以上の維持、事業子会社を持つ企業グループであることから、各事業子会社の独立性は確保しつつ業務執行状況の管理・監督が出来る体制の構築などを推進しております。

以上のような取り組みにより、持続的成長を推進できる企業体質に進化することを当社グループの重要課題に位置付けております。

なお、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高16,139百万円（前年同期比34.3%減）、営業損失3,343百万円（前年同期は営業損失648百万円）、経常損失3,368百万円（前年同期は経常損失569百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は4,669百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,147百万円）となり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、上記各種施策の実施および臨時休業や営業時間の短縮に対する政府の「協力金」等の支援体制の充実による下支えにより、次期の業績回復が見込まれることから、当連結会計年度における継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

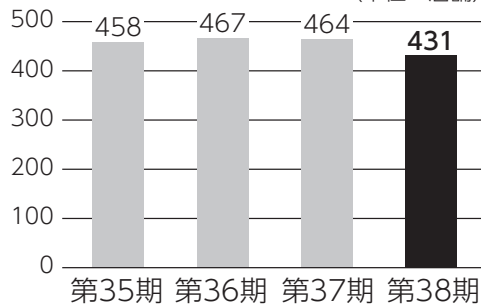
(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 35 期 2018年3月期	第 36 期 2019年3月期	第 37 期 2020年3月期	第 38 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
期 末 店 舗 数 (うち F C 店 舗 数)	458店舗 (301店舗)	467店舗 (308店舗)	464店舗 (301店舗)	431店舗 (280店舗)
売 上 高	26,265,329	25,729,084	24,579,663	16,139,168
経常利益または経常損失(△)	662,925	463,496	△569,773	△3,368,308
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	204,379	55,089	△1,147,688	△4,669,388
1 株当たり当期純利益または 1 株当たり当期純損失(△)	28.39	7.64	△158.47	△659.27
総 資 産	9,467,235	9,815,298	8,816,547	9,106,046
純 資 産	4,744,859	4,625,395	3,347,761	1,472,888
1 株 当 た り 純 資 産	648.55	633.17	452.63	△235.12

(注) 海外事業の店舗数につきましては、国内事業に合わせて12月末時点より3月末時点へ変更しております。

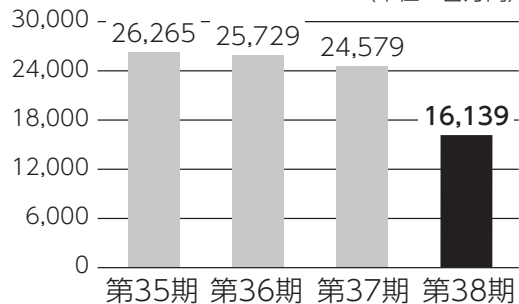
店舗数

(単位：店舗)



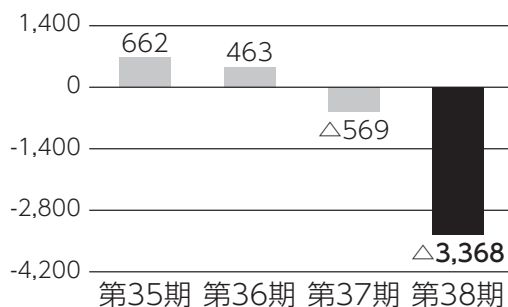
売上高

(単位：百万円)



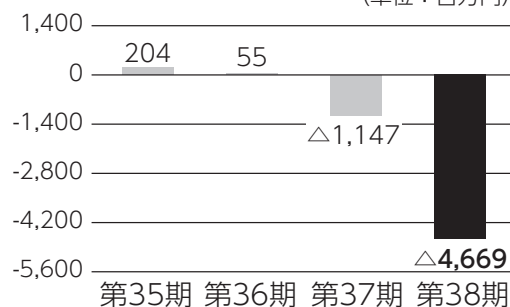
経常利益又は経常損失

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失

(単位：百万円)



(10) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集および加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集および加盟店の経営指導事業
その他	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(11) 主要な営業所および店舗

本 部 神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
山梨事務所 山梨県山梨市下栗原1309-2
店 舗 431店舗（うちF C店 280店舗）

（単位：店舗）

地域名	直営店	F C店	合計
東 京 都	62	26	88
神 奈 川 県	16	25	41
埼 玉 県	16	7	23
千 葉 県	13	4	17
その他関東	1	12	13
北 海 道	6	4	10
東 北	2	15	17
甲 信 越	5	11	16
北 陸	-	6	6
東 海	1	25	26
近 畿	12	11	23
中国・四国	-	9	9
九州・沖縄	2	25	27
国 内 計	136	180	316
海 外	15	100	115
合 計	151	280	431

- （注） 1. 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
2. 当連結会計年度より、「海外」は国内に合わせて3月末時点稼働店舗数を記載しております。

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
654名	32名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	11名減	49.3歳	11.5年

(注) 従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。また、上記のほか、臨時従業員（パート・アルバイト）1名がおります。

(13) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社コロワイドで、同社は当社の株式を3,388千株（出資比率46.82%）保有致しております。

2021年2月19日、当社の親会社である株式会社コロワイドを株主とする優先株式を発行しております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社および株式会社コロワイドから独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツに対して本優先株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得しました。

また、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、株主の意思を確認することが適切であると考え、2021年2月18日に臨時株主総会を開催して会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を取得して発行しました。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

支配株主と利害関係のない当社の社外取締役である小濱直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏および鈴木孝子氏の4名で構成する第三者委員会を設置し、①本第三者割当増資の必要性および相当性、および②本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。その結果、第三者委員会から、2020年12月23日付で本第三者割当増資の必要性および相当性は妥当であると共に、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益ではないとの意見書を入手し、当社の利益を害しないと判断しました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	160,720千円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	33,877千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OOTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA NJ L.L.C.	1,500千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
VIETNAM OOTOYA CO., LTD.	100,000千ベトナムドン	100.0%	和食レストランの経営
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	49.0%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(注) 上記の8社が連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 額
株式会社三菱UFJ銀行	1,259,200千円
株式会社三井住友銀行	1,259,200
株式会社りそな銀行	1,299,600

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	28,720,000株	
	第1回優先株式	30株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	7,246,800株	
	(うち自己株式数	10,641株)	
	第1回優先株式	30株	
(3) 株主数	普通株式	17,671名(前期末比	7,063名減)
	第1回優先株式	1名(前期末比	－名)

(4) 大株主

株主名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	第1回優先株式	合計株式数	
株式会社コロワイド	3,388 ^{千株}	30 ^株	3,388 ^{千株}	46.82 [%]
三菱UFJ信託銀行株式会社	120	－	120	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	100	－	100	1.38
株式会社りそな銀行	100	－	100	1.38
大戸屋従業員持株会	56	－	56	0.78
株式会社日本アクセス	50	－	50	0.69
日本証券金融株式会社	44	－	44	0.61
住友商事株式会社	43	－	43	0.59
ブルドックソース株式会社	37	－	37	0.51
日本ハム株式会社	27	－	27	0.37

（注）持株比率は、自己株式（10,641株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役（社外取締役を除く）に交付した普通株式の区分別合計

	普通株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,860株	5名

（注）1. 株式数については、期間案分により算出しております。

2. 交付対象者数のうち4名につきましては、2020年11月4日開催の臨時株主総会終結の時をもって解任による退任のため、期間案分により算出しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	蔵 人 賢 樹	株式会社大戸屋 代表取締役社長
取 締 役	羽 田 正 貴	経営管理本部長
取 締 役	山 本 匡 哉	海外事業本部長
取 締 役	澄 川 浩 太	株式会社コロワイド 取締役 株式会社レインズインターナショナル 代表取締役社長
取 締 役	小 瀨 直 人	株式会社オフィス小浜 代表取締役
取 締 役	河 合 宏 幸	河合公認会計士・税理士事務所 所長
取 締 役	田 村 吉 央	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表弁護士
取 締 役	鈴 木 孝 子	Taka-co designing 代表
取 締 役	三 森 智 仁	株式会社スリーフォレスト 代表取締役
監 査 役 (常勤)	下 村 治	—
監 査 役	内 海 雅 秀	内海総合法律事務所 所長
監 査 役	檜 山 英 男	—

- (注) 1. 取締役小瀨直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏および鈴木孝子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役下村治氏、内海雅秀氏および檜山英男氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役小瀨直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏および鈴木孝子氏ならびに社外監査役内海雅秀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 2020年11月4日開催の臨時株主総会において、新たに蔵人賢樹氏、澄川浩太氏、小瀨直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏、鈴木孝子氏および三森智仁氏が、2021年2月18日開催の臨時株主総会において、新たに羽田正貴氏が取締役に選任され、それぞれ就任致しました。
5. 下記の取締役は2020年11月4日開催の臨時株主総会終結の時をもって解任により退任致しました。

氏 名	解 任 日	解任時の地位、担当および重要な兼職の状況
窪 田 健 一	2020年11月4日	代表取締役社長 株式会社大戸屋代表取締役会長兼社長
瀨 田 寛 明		取締役管理本部長
松 岡 彰 洋		取締役経営企画部長
内 藤 光 恵		取締役人材戦略管掌 株式会社大戸屋取締役副社長

氏 名	解 任 日	解任時の地位、担当および重要な兼職の状況
三 森 教 雄	2020年11月4日	社外取締役 東京慈恵会医科大学外科学講座特任教授
池 田 純		社外取締役
戸 川 信 義		社外取締役 税理士法人二重橋総合会計事務所代表社員
尾 島 司		社外取締役 aidea株式会社代表取締役副社長
尾 崎 貴 章		社外取締役 コンピタント株式会社代表取締役
西 田 弥 代		社外取締役 隼あすか法律事務所弁護士

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

① 被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象とされる保険事故の概要等

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填致します。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	70,768	62,224	—	8,543	9
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	34,493	34,493	—	—	10

- (注) 1. 非金銭報酬等は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより割り当てる譲渡制限付株式であります。当該株式報酬の内容およびその交付状況は「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。非金銭報酬等の額もしくは数は、取締役会にて職位、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、報酬枠の範囲内において個別に決定しております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2001年6月21日開催の第18回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第35回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を30,000株と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬に係る報酬額は、2001年6月21日開催の第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年2月25日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(イ)に記載のとおりです。

(イ) 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

b. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額またはその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、取締役会にて報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、「役員規程」に基づき一任を受けた代表取締役社長が、当社の過去の業績などを踏まえて予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

- (iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額若しくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより割り当てる譲渡制限付株式とし、取締役会にて職位、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、報酬枠の範囲内において個別に決定し、株式報酬として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、各事業年度における業績によっては支給しない場合がある。

- (iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

業績連動報酬等（賞与）は、各取締役の業績向上に対する意識を高めるという目的を達成するという観点から設定された基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で代表取締役社長が個別に決定し、非金銭報酬等（株式報酬）は、職位、担当事業の業績、貢献度などを勘案して取締役会にて個別に決定するため、基本報酬、業績連動報酬等と非金銭報酬等との割合は変動する。

- (v) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会の決議および「役員規程」に基づき、一任を受けた代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分とする。

- (注) 当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。これに伴い、上記決定方針を変更する予定です。

- (ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議および「役員規程」に基づき一任を受けた代表取締役社長は、後記④のとおり、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを社外取締役において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年11月4日開催の取締役会決議および「役員規定」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。その権限の内容は、2020年11月以降の各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適している判断しているためです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小濱直人氏は、株式会社オフィス小浜の代表取締役であります。同社と当社との取引関係はありません。

取締役河合宏幸氏は、河合公認会計士・税理士事務所の所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

取締役田村吉央氏は、弁護士法人ノーサイド法律事務所の代表弁護士であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

取締役鈴木孝子氏は、Taka-co designingの代表であります。同社と当社との取引関係はありません。

取締役三森教雄氏は、東京慈恵医科大学外科学講座特任教授であります。同大学と当社との取引関係はありません。

取締役戸川信義氏は、税理士法人二重橋総合会計事務所の代表社員であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

取締役尾島司氏は、aidea株式会社の代表取締役副社長であります。同社と当社との取引関係はありません。

取締役尾崎貴章氏は、コンピタント株式会社の代表取締役であります。同社と当社との取引関係はありません。

西田弥代氏は、隼あすか法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

監査役内海雅秀氏は、内海綜合法律事務所の所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との関係
該当事項はありません。

③ 子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 濱 直 人	当事業年度に開催した取締役会9回中9回に出席し、金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	河 合 宏 幸	当事業年度に開催した取締役会9回中9回に出席し、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計および税務に関する高度な知識と経験を有していることに加え、上場企業の社外監査役としてコーポレートガバナンスの一翼を担われた経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	田 村 吉 央	当事業年度に開催した取締役会9回中9回に出席し、弁護士として、各種企業法務・契約実務に精通しており、これらに関する高度な知識と経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	鈴 木 孝 子	当事業年度に開催した取締役会9回中9回に出席し、IT分野・内部監査業務に関する高度な知識と経験のみならず、当社主要顧客層である女性ならびに主婦の目線から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	下 村 治	当事業年度に開催した取締役会31回中31回に出席し、また監査役会14回中14回に出席し、出身である損害保険会社で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	内 海 雅 秀	当事業年度に開催した取締役会31回中26回に出席し、また監査役会14回中14回に出席し、弁護士としての豊富な経験と、高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	檜 山 英 男	当事業年度に開催した取締役会31回中30回に出席し、また監査役会14回中14回に出席し、出身である金融機関で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	三 森 教 雄	当事業年度に開催した取締役会22回中20回に出席し、医師・大学教授としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	池 田 純	当事業年度に開催した取締役会22回中18回に出席し、経営に関する豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	戸 川 信 義	当事業年度に開催した取締役会22回中22回に出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	尾 島 司	当事業年度に開催した取締役会22回中13回に出席し、金融機関における豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	尾 崎 貴 章	当事業年度に開催した取締役会22回中13回に出席し、経営全般に関する高度な知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取 締 役	西 田 弥 代	当事業年度に開催した取締役会22回中13回に出席し、弁護士として企業法務に関する高度な知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

- (注) 1. 取締役小濱直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏および鈴木孝子氏は、2020年11月4日開催の臨時株主総会において選任されております。
2. 取締役三森教雄氏、池田純氏、戸川信義氏、尾島司氏、尾崎貴章氏および西田弥代氏は、2020年11月4日開催の臨時株主総会の終結の時をもって解任により退任しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の運用状況を確認し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C.、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.およびVIETNAM OOTOYA CO., LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である三優監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上および財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様へに長期的、かつ安定的な配当および利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

しかしながら、2021年3月31日を基準日とする配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による当期の業績動向や今後の財務状況等に鑑み、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
(注) 1. 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

ただし、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。

2. 売上高等の取引金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                       | 金 額        |
|-----------------|-----------|---------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)                 |            |
| 流 動 資 産         | 5,641,284 | 流 動 負 債                   | 5,423,932  |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,669,061 | 買 掛 金                     | 680,334    |
| 売 掛 金           | 897,763   | 短 期 借 入 金                 | 3,000,000  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 53,405    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 240,000    |
| 前 払 費 用         | 163,449   | リ ー ス 債 務 金               | 53,141     |
| 未 収 入 金         | 622,837   | 未 払 法 人 税 等               | 673,048    |
| 預 け 金           | 174,087   | 未 払 引 当 金                 | 14,155     |
| そ の 他           | 82,021    | 賞 与 引 当 金                 | 75,192     |
| 貸 倒 引 当 金       | △21,341   | 株 主 優 待 引 当 金             | 58,674     |
| 固 定 資 産         | 3,464,762 | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金         | 56,957     |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,283,214 | 子 会 社 整 理 損 失 引 当 金       | 24,000     |
| 建 物 及 び 構 築 物   | 766,711   | 資 産 除 去 債 務               | 121,443    |
| 工 具 器 具 備 品     | 407,814   | そ の 他                     | 426,984    |
| 土 地             | 75,324    | 固 定 負 債                   | 2,209,226  |
| そ の 他           | 33,363    | 長 期 借 入 金                 | 578,000    |
| 無 形 固 定 資 産     | 110,503   | リ ー ス 債 務                 | 36,696     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,071,045 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 521,581    |
| 投 資 有 価 証 券     | 36,214    | 資 産 除 去 債 務               | 717,608    |
| 長 期 貸 付 金       | 21,915    | そ の 他                     | 355,339    |
| 長 期 前 払 費 用     | 22,864    | 負 債 合 計                   | 7,633,158  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 241,298   | (純 資 産 の 部)               |            |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 1,742,866 | 株 主 資 本                   | 1,347,523  |
| そ の 他           | 19,501    | 資 本 剰 余 金                 | 3,022,796  |
| 貸 倒 引 当 金       | △13,615   | 資 本 剰 余 金                 | 2,940,967  |
| 資 産 合 計         | 9,106,046 | 利 益 剰 余 金                 | △4,615,949 |
|                 |           | 自 己 株 式                   | △289       |
|                 |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 56,106     |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 731        |
|                 |           | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 83,577     |
|                 |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △28,202    |
|                 |           | 非 支 配 株 主 持 分             | 69,257     |
|                 |           | 純 資 産 合 計                 | 1,472,888  |
|                 |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計         | 9,106,046  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

[illegible]

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産   | 8,673,262 | 流 動 負 債       | 3,400,039 |
| 現金及び預金    | 1,702,684 | 短期借入金         | 12,998    |
| 売掛金       | 144,503   | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,000,000 |
| 原材料及び貯蔵品  | 4,178     | リース負債         | 240,000   |
| 前払費用      | 31,206    | 未払金           | 5,586     |
| 未収金       | 110,970   | 未払費用          | 50,748    |
| 短期貸付金     | 6,632,741 | 未払法人税等        | 5,652     |
| その他の貸付金   | 50,814    | 資産除却負債        | 2,799     |
| 貸倒引当金     | △3,835    | リース負債         | 19,430    |
| 固定資産      | 1,269,754 | 預り引当金         | 2,876     |
| 有形固定資産    | 234,107   | 株主優待引当金       | 3,678     |
| 建物        | 70,697    | 子会社整理損失引当金    | 32,270    |
| 構築物       | 22,304    | 固定負債          | 24,000    |
| 車両運搬具     | 6,670     | 長期借入金         | 755,530   |
| 工具器具備品    | 59,109    | リース負債         | 578,000   |
| 土地        | 75,324    | 資産除却負債        | 10,723    |
| 無形固定資産    | 96,091    | 退職給付引当金       | 12,603    |
| ソフトウェア    | 7,581     | 負債合計          | 154,203   |
| ソフトウェア仮勘定 | 88,510    | (純 資 産 の 部)   | 4,155,569 |
| 投資その他の資産  | 939,555   | 株 主 資 本       | 5,786,716 |
| 投資有価証券    | 3,994     | 資本剰余金         | 3,022,796 |
| 関係会社株式    | 572,054   | 資本剰余金         | 2,940,980 |
| 出資        | 30        | その他の資本剰余金     | 1,547,018 |
| 関係会社長期貸付金 | 512,780   | 利益剰余金         | 1,393,962 |
| 従業員長期貸付金  | 1,424     | 利益剰余金         | △176,770  |
| 長期前払費用    | 365       | その他の利益剰余金     | 39,785    |
| 繰延税金資産    | 36,483    | 繰越利益剰余金       | △216,555  |
| その他の貸倒引当金 | 33,665    | 繰越利益剰余金       | △216,555  |
| 資産合計      | 9,943,017 | 繰越利益剰余金       | △289      |
|           |           | 評価・換算差額等      | 731       |
|           |           | その他の有価証券評価差額金 | 731       |
|           |           | 純 資 産 合 計     | 5,787,447 |
|           |           | 負債及び純資産合計     | 9,943,017 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 |   |   |   |   |   |   | 金 額     |           |
|-----|---|---|---|---|---|---|---------|-----------|
| 売上  | 上 | 原 | 高 |   |   |   |         | 957,888   |
| 売上  | 上 | 原 | 価 |   |   |   |         | 124,726   |
| 売上  | 上 | 総 | 益 |   |   |   |         | 833,161   |
| 販売費 | 及 | び | 一 | 般 | 管 | 理 |         | 1,387,906 |
| 営業  | 業 | 外 | 損 | 収 | 失 | 益 |         | △554,745  |
| 受取  | 取 | 利 | 息 |   |   |   | 56,554  |           |
| 受取  | 取 | 配 | 金 |   |   |   | 2,070   |           |
| 為替  | 替 | 差 | 益 |   |   |   | 3,908   |           |
| 貸付  | 貸 | 収 | 入 |   |   |   | 29,840  |           |
| 雑   |   | 収 | 入 |   |   |   | 3,234   | 95,607    |
| 営業  | 外 | 費 | 用 |   |   |   |         |           |
| 支払  | 払 | 利 | 息 |   |   |   | 32,359  |           |
| 株式  | 式 | 交 | 付 |   |   |   | 16,622  |           |
| 貸倒  | 貸 | 費 | 用 |   |   |   | 28,420  |           |
| 引当  | 引 | 金 | 繰 | 入 |   |   | 194,288 |           |
| その他 | の |   |   |   |   |   | 18,091  | 289,781   |
| 経常  | 常 | 損 | 失 |   |   |   |         | △748,919  |
| 特別  | 別 | 損 | 失 |   |   |   |         |           |
| 固定  | 定 | 資 | 産 | 除 | 却 | 損 | 34      |           |
| 減価  | 減 | 損 | 損 |   |   |   | 35,192  |           |
| 関係  | 係 | 会 | 社 | 株 | 式 | 評 | 8,689   |           |
| 子会  | 会 | 社 | 整 | 理 |   |   | 24,000  | 67,916    |
| 税金  | 引 | 前 | 当 | 期 | 純 | 損 |         | △816,835  |
| 法人  | 税 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 25,532  |           |
| 法人  | 税 | 等 | 調 | 整 |   |   | 81,747  | 107,280   |
| 当期  | 期 | 純 | 損 | 失 |   |   |         | △924,116  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 大戸屋ホールディングス  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 野 村 聡 ㊞

公認会計士 米 林 喜 一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 大戸屋ホールディングス  
取締役会 御中

#### 三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員

公認会計士 野 村 聡 ㊞

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 米 林 喜 一 ㊞

業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式も併せて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社大戸屋ホールディングス 監査役会  
 常勤監査役(社外監査役) 下 村 治 ㊞  
 監査役(社外監査役) 内 海 雅 秀 ㊞  
 監査役(社外監査役) 檜 山 英 男 ㊞

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

[illegible]

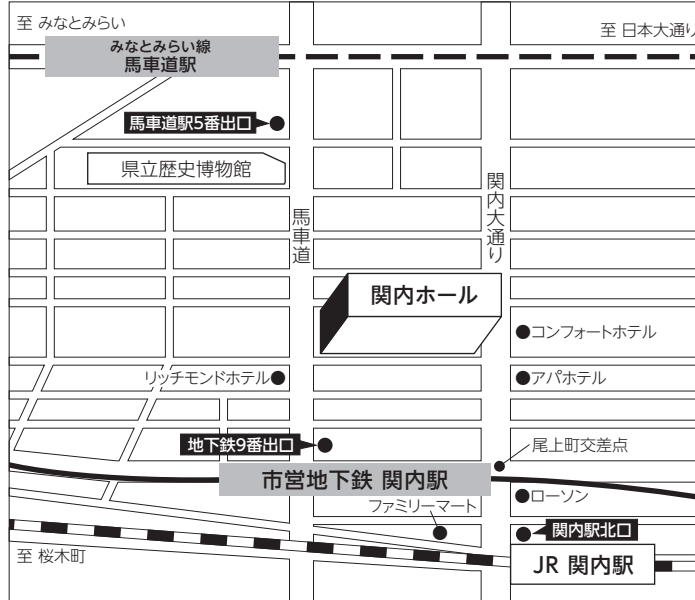
## 株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1

関内ホール

電話番号 045-662-1221

本年は会場を変更しておりますのでご注意ください。



### ●交通機関

- ・ J R 関内駅北口 徒歩 6 分
- ・ 市営地下鉄関内駅 9 番出口 徒歩 3 分
- ・ みなとみらい線馬車道駅 5 番出口 徒歩 5 分

### 【ご来場の自粛のお願い】

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの感染リスクがあります。当日のご来場につきましては、自粛をご検討ください。

※株主様の安全を第一と考え、お土産の配布は取り止めさせていただきます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。